

小海町議会基本条例（案） 概要

小海町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される小海町議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の一方の担い手として、その責務を自覚し、町民の多様化する意見を的確に受け止め、それを町政に反映させ、小海町長（以下「町長」という。）と共に将来にわたって、町民の福祉の向上と地域活性化を図り、持続可能な豊かな町づくりの進展のために活動する。

地方分権時代にあたり住民自治の充実が期待される中で、議会の持つ機能を駆使して、町長及び執行機関に対する監視機能、町民への情報公開、住民の議会への参加、政策立案及び政策提言の向上、議員同士の活発な議論を推進し、町民の負託に応えるために本条例を制定する。

【解説】

小海町議会基本条例を制定するにあたり、議会が町長とともに二元代表制の一翼を担う存在として、町民の意見を的確に受け止め、監視機能の強化、町民への情報公開の充実、住民の議会への参加の促進、並びに政策立案及び政策提言機能の向上を推進することにより、町民の負託に応えるための基本理念と活動方針を明確に示すものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権社会にあって住民自治の充実の必要性が期待される中で、町民に身近な議会、議員活動の活性化と充実を図り、町民福祉の向上と持続可能な豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めるものです。議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町民に身近で開かれた議会づくりを進めることで、最終的に「町民福祉の向上」と「持続可能な豊かな町づくり」に寄与することを目的としています。

第2章 議会と議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 政策提言を通して町民の意思を町政に反映させること。

- (3) 議会活動を通じ、町政へ町民参加を推進すること。
- (4) 町長その他の執行機関の事務について監視機能を果たすこと。
- (5) 町民の信頼性を高めるため、常に議会改革を行うこと。

【解説】

組織としての議会が守るべき 5 つの活動原則を定める規定です。地方自治法に定める議会の権限（議決権、監視権、調査権等）を踏まえ、「開かれた議会」「政策提言」「町民参加」「行政監視」「継続的な議会改革」の 5 つの原則に基づいて活動することで、町民の信頼に応える議会活動を実現することを定めたものです。

（議員の活動原則）

第 3 条 議員は、次に掲げる原則により活動しなければならない。

- (1) 議会は言論の場であること及び合議制であることを十分認識し、議員相互の自由な討論を推進すること。
- (2) 町政の課題全般について町民の意見を的確に把握すること。
- (3) 常に日常生活を通じて自己研さんに努め、町民の代表にふさわしい行動を行うこと。

【解説】

町民の代表である議員個人が守るべき 3 つの活動原則を定める規定です。「自由な討論」「町民意見の把握」「自己研鑽と品位ある行動」に努め、資質向上と自覚ある活動を行うことを定めたものです。

第 3 章 議会運営

（議会運営の原則）

第 4 条 議会は、条例、規則及び規程等を遵守し、町民に開かれた、分かりやすい議会運営に努める。

- 2 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案や提言を行う。

【解説】

透明性が高く分かりやすい議会運営を行うとともに、提案された議案の審議（チェック）にとどまらず、議会自らが政策の立案や提言を行っていく方針を定めたものです。

（委員会活動）

第 5 条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生じる行政諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かし、それぞれの設置目的に応じた機能が集約発揮されるよう運営する。

【解説】

地方自治法第 109 条は、議会の委員会の設置と基本的な機能を定めています。
本条は、この法定の委員会機能を踏まえた上で、社会経済情勢等の変化により新たに生じる行政諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かし、それぞれの設置目的に応じた機能が集約発揮されるよう運営することを、議会の活動原則として定めたものです。

（議会全員協議会）

第 6 条 議会は、定期的に議会全員協議会を開催し、議員の政策形成と立案能力の向上を図る。

【解説】

全議員が出席する全員協議会を定期的に開催し、町の重要課題に対する共通認識を深め、政策形成能力を高める場として活用することを定めたものです。

（自由討論による合意形成）

第 7 条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努める。

2 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。

3 議員は、自由闊達な討論を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努める。

【解説】

議会を「議論の場」と位置付け、採決の前に議員同士による自由な討論を尽くして合意形成を図ること、またその討論を通じて政策や条例等を積極的に発議・提案することを定めたものです。

第 4 章 町民との関係

（会議公開）

第 8 条 議会は、町民に対して議会活動に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表し、議員の活動に対して町民等の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を原則として公開するものとする。

4 議会は、各定例会における録画配信を、小海町議会録画配信に関する規程に基づき配信するものとする。

5 議会は、全議員による議会報告会を行うものとする。

【解説】

情報公開と説明責任を果たすための規定です。議案に対する各議員の賛否等を公表し、議員の活動を町民が評価できるように努め、また全議員による町民懇談会等を通じて町民に直接説明を行うことを定めたものです。

(町民等の参加)

第9条 議会は、町民等の積極的な参加を推進しなければならない。

2 議会は、町民等との意見交換の場を数多く設けて、政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の運営にあたり、参考人制度等を十分に活用して、町民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願書又は陳情書を提出した者が、当該請願又は陳情に関する委員会の審査の際に、意見を述べることを希望する場合には、これを認めるものとする。

【解説】

住民参加型の議会を実現するための規定です。意見交換会の実施や参考人制度の活用を通じて、町民や専門家の知見を直接議会の討議や政策提案に反映させることを定めたものです。

第5章 行政と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第10条 本会議における議員の一般質問及び議案質疑は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

【解説】

本会議における議員の一般質問及び議案質疑について、「一問一答の方式」で行うことを定めたものです。

第11条 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点の整理や深化に関する反問をすることができる。

【解説】

議長から出席を要請された町長等が、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点の整理や深化に関する反問をすることができることを定めたものです。

(議会審議における説明及び資料請求)

第 12 条 議会は、町長が議案を提案するときは、議会審議における論点を形成し政策の水準を高めるため、次に掲げる事項について説明及び資料を町長に求めることができる。

- (1) 政策の必要性及び発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 財源措置
- (4) 将来にわたる社会的及び経済的収支見通し
- (5) 町の中長期総合計画との整合性
- (6) 想定される事業成果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたり、政策等の適否を判断する観点から立案、決定及び執行における論点並びに争点を明確にし、執行後を想定した審議を行う。

【解説】

第 1 項は、町長が提示する提案に対し、必要性や財源、将来の事業成果などの明確な説明・資料を求める基準を定め、政策の審議水準（チェック精度）を高めるための規定です。第 2 項は、こうした説明・資料に基づいて、政策等の立案、決定及び執行における論点並びに争点を明確にし、執行後を想定した審議を行うことを定めたものです。

(議会等からの説明要求)

第 13 条 町長等は、議会又は議員から、町長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

【解説】

議会が十分な監視権限や審議権を発揮できるよう、町長等に対して必要な情報・資料の提供に誠実に応じることを義務付けるよう定めたものです。

(議決事項)

第 14 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定に基づき、町は条例で地域の実情に応じた重要事項を議会の議決すべき事項として定めることができる。

【解説】

地方自治法第 96 条第 2 項に基づき、法律で定められた議決事項のほかに、小海町の地域の実情に応じて、特に重要な政策や計画等を議会の議決が必要な事項として追加定義できることを定めたものです。

(財政上の措置等)

第 15 条 町長は、小海町議会基本条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

町長が、本条例の目的を達成するため、議会がその機能を十分に発揮できるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めることを定めたものです。

(評価の実施)

第 16 条 議会は、決算審査において町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等をいう。）の評価結果を町長等に示すものとする。

【解説】

地方自治法第 233 条第 5 項は、町長が決算に併せて主要な施策の成果を説明する書類を提出することを定めています。本条は単なる予算執行のチェックにとどまらず、決算審査を通じて政策や事業の成果を評価し、その評価結果を町長等に示して翌期以降の施策改善へつなげることを定めたものです。

(文書質問)

第 17 条 議員は、主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し、文書質問を行うことができる。

2 文書質問についての必要な事項は、発議議員の明示、課題・問題の明示、所要される対処法、対処されることによる成果、その他関連事項とする。

3 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を議会だよりや議会ホームページ等により町民に公表する。

4 文書質問の手続、期限その他必要な事項は、議会運営委員会の協議を経て、議長が別に定める。

【解説】

定例会の場以外でも機動的に調査や課題提示ができるよう「文書質問」の制度を設けるとともに、その質問と町長等の回答を遅滞なく町民に公表することを定めたものです。

第 6 章 議会機能の強化

(調査・研究及び政策提言)

第 18 条 議会は、政策形成能力を高めるため、調査研究を積極的に行う。

2 議会は、調査活動を充実させ、その成果を政策提言に結び付けるものとする。

3 議会は、議会として主体的に政策形成機能に関与する体制を整えるものとする。

【解説】

議会が行政任せにせず、町の課題を積極的に調査・研究し、その成果を政策提言に結び付け、主体的に政策形成機能に関与する体制を整えることを定めたものです。

（議員研修の実施）

第 19 条 議会は、議員の能力向上を図るため、研修機会を確保する。

2 議員は、計画的に研修を受講し、事務局は資料提供を行うものとする。

3 議会及び議員は、研修を通じて、議員の資質向上と議会力の強化を図るものとする。

【解説】

議会が行政任せにせず、町の課題を積極的に調査・研究し、その成果を政策提言に結び付け、主体的に政策形成機能に関与する体制を整えることを定めたものです。

（議会の見える化及び広報広聴活動）

第 20 条 議会は、町民に開かれた議会を実現するため、議会の見える化を推進する。

2 議会は、町民との懇談会及び広報活動を充実させ、議決理由を発信するものとする。

3 議会は、町民との双方向の関係を強化し、議会への理解と参加を促すものとする。

【解説】

議会の決定プロセスや「なぜその議決をしたのか」という理由を分かりやすく伝えるとともに、町民との双方向の対話を深め、議会への理解と参加を促進することを定めたものです。

（情報通信技術の活用）

第 21 条 議会は、議会運営の効率化を図るため、情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）を活用する。

2 議会は、ペーパーレス化と情報共有の高度化を推進する。

3 議会は、ＩＣＴ活用により、現代的で効率的な議会運営を実現するものとする。

【解説】

ＩＣＴ（情報通信技術）を積極的に導入することで、ペーパーレス化や迅速な情報共有を進め、コスト削減と効率的な議会運営を実現することを定めたものです。

(交流及び連携の推進)

第 22 条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換をするため、積極的に交流し、連携を図る。

【解説】

議会が他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換をするため、積極的に交流し、連携を図ることを定めたものです。

(議会事務局)

第 23 条 議会は、議事運営の円滑化並びに議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び政策法務の機能を積極的に強化する。

【解説】

議会の政策立案や法制執務を裏から支える「議会事務局」の調査能力や政策法務機能を補強し、補佐体制を強化することを定めたものです。

第 7 章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第 24 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正にあたっては、町政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。ただし、町民による直接請求に基づく場合はこの限りでない。

【解説】

議員定数（現在は別条例で規定）の考え方を定める規定です。単なる経費削減等の視点だけでなく、将来の町政課題を十分に勘案すること、改正案は責任を持って議員自らが提案することを定めたものです。

(議員報酬)

第 25 条 議員報酬は、社会経済情勢及び町の財政状況などを十分に考慮するものとする。

2 議員報酬を改正するにあたっては、町長が審議会等の答申を得て提案する場合のほか、委員会又は議員が改正を提案するときには、明確な改正理由を付して提案するものとする。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議員報酬（現在は別条例で規定）のあり方を定める規定です。社会情勢や財政状況を考慮すること、また改正にあたっては審議会の答申や明確な理由の提示を求める手続きを定めたものです。

第 8 章 最高規範と見直し手続

（最高規範性）

第 26 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例及び規則等を制定してはならない。

【解説】

「小海町議会における最も上位のルール（最高規範）」であることを示す規定です。今後制定する議会のあらゆるルールや運用は、本条例の趣旨に反してはならないことを定めたものです。

（議会及び議員の責務）

第 27 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

本条例の実効性を担保するための規定です。条例を誠実に遵守すること（地方自治法第 89 条に定める議員の職務に基づく）、また 4 年ごとの一般選挙後に全議員へ本条例の研修を実施し、理念の共有と徹底を図ることを義務付けています。

（検証及び見直し手続）

第 28 条 議会は、前条第 2 項の研修の後、議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているか検証するものとする。

2 議会は、この条例を改正する必要がある場合には、改正案を議会運営委員会において検討後、本会議に諮らなければならない。

3 改正内容については、その理由と背景などを町民に開示しなければならない。

【解説】

条例を作りっぱなしにせず、定期的に検証・見直し（PDCA サイクル）を行う規定です。選挙後の研修の成果を踏まえ、社会情勢に合わせて常に適切な内容に改正・更新していく手続きを定めるものです。

第9章 補則

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会運営委員会の協議を経て、議長が別に定める。

【解説】

この条例を実施・運用する上で必要となる細かな手続きや具体的ルールについて、議長が定めることを委任する規定です。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。